

愛知県道路公社建設工事等検査要領に関する運用

- 1 愛知県道路公社建設工事等検査要領（以下「要領」という。）第5条第2項の規定における建設工事、測量・調査・設計・監理（以下「委託業務」という。）及び草刈工事・保守点検・清掃業務等（以下「施設維持管理等業務」という。）の検査員は、次の各号の条件を全て満たす職員のうちから任命するものとする。ただし、これによりがたい場合は、理事長が任命することができるものとする。
 - (1) 課長補佐級同等以上の職員であること。
 - (2) 検査対象の建設工事、委託業務及び施設維持管理等業務（以下「工事等」という。）を担当する監督員以外であること。
- 2 要領第14条第2項の規定にいう「修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合」とは修補に要する時間が検査後7日以内で、かつ、直接工事等にかかる費用が50万円未満のものとする。
- 3 上記の場合は、次に掲げる調書等は省略することができるものとする。
 - (1) 修補調書（愛知県建設局「建設工事等検査要領」・様式第2）
 - (2) 修補完了検査調書（愛知県建設局「建設工事等検査要領」・様式第9）
 - (3) 修補完了届（愛知県建設局「建設工事施行に関する事務取扱要領」・様式第79）
- 4 上記の場合において、修補が完了したときは、当該工事等の監督員は、これを確認のうえこの旨を、検査員に完了を証すことのできる書類、工事等写真等を添えて報告するものとする。
- 5 修補完了の報告を受けた検査員は、要領第15条の規定による修補完了の確認を行った後、要領第11条の規定による完了検査の報告をするものとする。
- 6 修補を要する部分の内容が軽易であると認めた場合の修補指示書は、愛知県道路公社工事請負契約約款第56条に定める「契約不適合責任期間」保存するものとする。

附 則

この運用は、令和7年7月1日から運用する。